

長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針について

1. 長期優良住宅の普及の促進の意義に関する事項

- 背景・必要性
- 長期優良住宅の普及をめぐる状況
- 長期優良住宅の普及の促進を図ることの重要性
 - ・ 環境負荷の低減等
 - ・ 国民負担の軽減
 - ・ 国民資産の向上

2. 長期優良住宅の普及の促進のための施策に関する基本的事項

- 国、地方公共団体等の各主体の役割
- 長期優良住宅の普及を促進するための各種施策
 - ・ 長期優良住宅の普及を促進するための基本的な考え方
 - － 長期優良住宅の建築の促進
 - － 維持保全の促進
 - － 既存住宅の流通の促進
 - ・ 建築段階における施策
 - － 長期にわたり使用可能な質の高い住宅のイメージの共有
 - (1) ガイドラインの策定
 - (2) 長期優良住宅建築等計画の認定制度の意義
 - (3) 研究開発の推進
 - － 記録（住宅履歴書）の整備
 - － 質の高い住宅の建築・取得時の負担の軽減
 - ・ 維持保全段階における施策
 - － 住宅の計画的な点検、補修、交換等の実施及び記録への保存等
 - － 住宅のリフォームへの支援
 - － 住宅の管理体制の整備
 - － 資産としての住宅の活用
 - ・ 流通段階における施策
 - － 既存住宅の流通の促進
 - － 既存住宅の性能・品質に関する評価の充実及び活用等
 - － 既存住宅の取引情報の充実
 - － 住替え・二地域居住の支援

- ・ 長期優良住宅の普及に向けた啓発
 - － 長期優良住宅の建築・維持保全・流通を担う人材の育成
 - － 国民に対する情報提供、事業者からの適切な情報提供、教育・啓発活動の充実

3. 長期優良住宅建築等計画の認定に関する基本的事項

- 長期優良住宅建築等計画及びその認定の基本的な考え方
- 建築段階に係る事項
- 維持保全段階に係る事項
- 住環境への配慮に係る事項

4. その他長期優良住宅の普及の促進に関する重要事項

- 国、地方公共団体、事業者等の各主体の相互連携
- 長期優良住宅の普及の促進のための関連制度についての検討に係る事項
- 長期優良住宅の普及の促進に資する環境の整備に係る事項
- その他重要事項